

衣川建設株式会社 一般事業主行動計画（第 7 回）

社員が仕事と子育て及び介護を両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることにより、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間：

令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 3 年

2 内 容：

目標 1 計画期間内に育児休業の取得率を女性社員 80%以上、男性社員 10%以上にする。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和 7 年 6 月 1 日～

- 男性社員の育児休業に関するリーフレットを作成して配布し、男性社員の育児休業を周知して、育児休業取得を促進する。
- 育児・介護休業法に基づく育児休業・介護休業等の両立支援制度の周知を行う。

目標 2 子の学校行事への参加のための休暇制度を周知し取得促進する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和 7 年 6 月 1 日～

- 高等学校就学前までの子を持つ社員が子の学校行事に参加するための休暇制度を周知し取得を促進する。

目標 3 3 歳以上小学校就学前までの子をもつ社員の時差出勤制度を導入する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和 7 年 6 月 1 日～

- 3 歳以上小学校就学前の子を育てる社員が希望した場合は、始業時刻又は終業時刻を繰り下げ又は繰り上げる制度を導入して社員へ周知する。

目標 4 子の看護休暇制度を導入する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和 7 年 6 月 1 日～

- 子の看護休暇制度小学校就学前の子を育てる社員が希望した場合は、年 10 日まで有給で看護休暇を取得できる制度を導入して社員へ周知する。